

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住を促進し、及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、市長が予算の範囲内で交付する補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法(昭和22年法律第67号)第281条第1項に規定する特別区をいう。
- (3) 条件不利地域 東京圏のうち、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。

(交付対象者)

第3条 本事業は、本市に転入した者のうち、次の各号の全てに該当し、かつ、第4条に規定する就業に関する要件、第5条に規定するテレワークに関する要件又は第6条に規定する起業に関する要件を満たし、定住した者を対象とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 移住元に関して、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 本市に転入する直前の10年間のうち通算5年以上の期間において、次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 東京23区に在住していたこと。
 - (イ) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域(東京23区を除く。)に在住し、東京23区への通勤(雇用保険の被保険者、法人経営者又は個人事業主としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。
 - イ 本市に転入する直前の連続した1年以上の期間において、次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 東京23区内に在住していたこと。
 - (イ) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域(東京23区を除く。)に在住し、東京23区への通勤をしていたこと(東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間を修業年限(高等専門学校は2年)を上限として対象期間に含める。また、東京23区への通勤の期間については、本市に転入する3か月前を終期として対象期間を算出する。)
- (2) 本市への転入に関して、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 補助金の申請日において、本市に転入後1年以内であること。
 - イ 補助金の申請日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。
- (3) その他、次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - イ 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - ウ 申請者及び配偶者がいずれも、市町村民税、特別区民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納していない者であること。
 - エ その他本市が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(就業に関する要件)

第4条 本事業における就業に関する要件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 一般の場合 次に掲げる全てに該当すること。
 - ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - イ 就業先が、山形県が移住支援金の対象として山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領(平成31年4月1日山形県実施。以下「実施要領」という。)に示すマッチングサイト(以下「マッチングサイト」という。)に掲載している求人であること。
 - ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいてマッチングサイトに掲載された移住支援金の対象法人に就業していること。
 - オ エの就業における求人への応募日が、マッチングサイトにイの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - カ 当該法人に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (2) 専門人材の場合 次に掲げる全てに該当すること。
 - ア 内閣府地方創生推進室が行うプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業したものであること。
 - イ 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

- ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - エ 当該就業先において、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - カ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (令6告示118・一部改正)

(テレワークに関する要件)

第5条 本事業におけるテレワークに関する要件は、次に掲げる全てに該当することとする。

- (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (2) デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ)(デジタル田園都市国家構想推進交付金交付要綱(令和4年2月25日付け府地創第63号内閣府通知)に定める交付金をいう。)の地方創生テレワーク型又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(起業に関する要件)

第6条 本事業における起業に関する要件は、実施要領に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていることとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号の区分に応じた額を上限とする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が単身世帯の場合にあつては、60万円
- (2) 次のいずれにも該当する場合にあつては、100万円
 - ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請日において、同一世帯に属していること。
 - ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請日において本市に転入後1年以内であること。
 - エ 補助金の交付決定を受けている者が同一世帯にいないこと。
 - オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (3) 前号に規定する世帯員に18歳未満の者を含む場合は、18歳未満の者1人につき100万円を前号の額に加える。

(交付申請)

第8条 申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項に掲げる書類を添付して市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 世帯の状況
- (3) 申請する補助金の種類及び申請額
- (4) 転出元の住所
- (5) 東京23区への在勤履歴
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の書類は、次のとおりとする。

- (1) 写真付き身分証明書(提示により本人確認できる書類とする。)
- (2) 住民票の写し(世帯員全員のものとする。)
- (3) 移住元の住民票の除票の写し(世帯員全員の移住元での在住地及び在勤期間を確認できる書類とする。)
- (4) 補助金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号、名義人名等の確実に振込可能となる情報が確認できるものに限る。)
- (5) 転入前の居住地の市区町村及び本市が発行する申請者及びその配偶者の納税証明書
- (6) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類とする。)(東京圏のうちの条件不利地域以外の地域(東京23区を除く。)から東京23区への通勤者に限る。)
- (7) 東京23区内の大学等への通学期間を通算する場合は、当該大学等に在学していたことを証する書類(東京圏のうちの条件不利地域以外の地域(東京23区を除く。)から東京23区への通勤者に限る。)
- (8) 開業届出済証明書等(東京23区での在勤地及び在勤期間を確認できる書類とする。)(東京圏のうちの条件不利地域以外の地域(東京23区を除く。)から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主に限る。)
- (9) 個人事業等の納税証明書(東京23区での在勤地及び在勤期間を確認できる書類とする。)(東京圏のうちの条件不利地域以外の地域(東京23区を除く。)から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主に限る。)
- (10) 雇用形態、応募日等を確認できる就業先企業等の就業証明書(第4条に定める就業の要件を満たす者に限る。)
- (11) 履歴事項全部証明書の写し等(第5条に定めるテレワークの要件を満たす者で、法人経営者に限る。)
- (12) 開業届出済証明書の写し及び開業・廃業等届出書の控えの写し等(第5条に定めるテレワークの要件を満たす者で、個人事業主に限る。)

(13) 業務の取引に係る業務委託契約書、注文書若しくは発注書又は注文請書若しくは受注書の写し等(移住前から申請時点にかけて業務を受注していることが確認できる書類とする。)([第5条](#)に定めるテレワークの要件を満たす者に限る。)

(14) 実施要領に定める起業支援金の交付決定を受けたことを証する書類([第6条](#)に定める起業の要件を満たす者のみに限る。)

(交付の決定)

第9条 市長は、[前条](#)に規定する申請書の提出を受けたときは、速やかに申請の内容を審査し、当該申請に係る補助金を交付することが適当と認めるときはその旨を、補助金を交付することが不適当と認めるときはその旨及びその理由を、書面により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 市長は、[前条](#)に規定する補助金の交付の決定をしたときは、当該補助金を申請者が指定する金融機関口座に口座振替の方法により一括で支払うものとする。

(交付申請の内容の変更等)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者が、[第8条](#)に定める交付申請内容に変更が生じた場合又は補助金の受給をとりやめようとするときは、あらかじめその旨を記載した書面に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、[前項](#)の申請があった場合、決定内容を変更した旨を書面により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者又はこの要綱の規定に違反した者があると認めるときは、その者に対し、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、市長が災害、病気その他やむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(報告)

第13条 市長は、事業の適切な実施のため必要があると認めるときは、申請者又は交付の決定を受けた者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(返還請求)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が[次の各号](#)に掲げる要件に該当する場合は、[当該各号](#)に定める割合の補助金の返還を請求するものとする。ただし、雇用されていた企業の倒産、災害、病気その他やむを得ない事業があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請等をした場合 全額

(2) 補助金の申請日から3年未満で転出した場合 全額

(3) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合 全額

(4) 山形県が実施する企業支援事業に係る交付決定が取り消された場合 全額

(5) 補助金の申請日から3年以上5年以内に転出した場合 半額

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。

(交付決定の取消し等に関する経過措置)

3 [前項](#)の規定によりこの要綱が効力を失った際の[第12条](#)、[第13条](#)及び[第14条](#)の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和6年4月19日告示第118号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の令和6年度米沢市移住支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。